



しまね社会貢献基金登録団体のみなさまへ
「団体活動支援事業」の手続きのお知らせ（H29）

1. 団体活動支援事業の申請は年に3回（6月・10月・3月）受付けます

- 団体希望寄附は、寄附者が特定の団体への支援を希望して県に寄附するものです。
- 県は、団体希望寄附が団体単位で3万円以上となった時に、事業申請可能の旨を当該団体に御連絡します。
- 事業申請書の提出先は、島根県NPO活動推進室です。
※申請様式は県ホームページに掲載 [検索 島根県 NPO 活動支援事業関係](#)

2. 団体活動支援事業を実施するには次の手続きが必要です

①事業の申請

- 実施しようとお考えの事業をあらかじめ県に申請していただき、活動支援金の交付対象となる事業か否かを県が審査します。
- 審査は外部審査委員による審査会において実施します。
 - 事業は、特定非営利活動（NPO活動）の促進を図るためのものであり、かつ団体自らが企画・実施するものであることが必要です。
 - 以下の事業は対象になりません。
(ア)団体の定款等に定める活動目的と適合していないもの。
(イ)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの。
(ウ)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
(エ)特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
(オ)法令に反しているもの。

②活動支援金の交付申請

事業の採択通知を受けた団体が、県から活動支援金の交付を受けるための申請です。

【ご注意】活動支援金の交付を受けるまでに、①と②の二つの申請が必要です。事業は、②の申請後、県から交付決定通知を受けた後に実施することが必要です！

③事業実績の報告

- 事業完了後、事業および支出内容を報告いただく手続きです。
- ※領収書等、支払内容が確認できるものを添付して御提出ください。
 - ※原則、活動支援金は、事業実績の報告後に清算払いします。

3. 御留意ください！「しまね社会貢献基金の団体希望寄附の移行について」

県から連絡のあった団体が事業申請されない場合、寄附があった年度の翌々年度末に、団体希望寄附からテーマ希望寄附に移行します。

□お問い合わせは下記までお願いします
島根県NPO活動推進室（担当：松島）
TEL：0852-22-5096 FAX：0852-22-5636
E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp
HP：<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/sien/>